

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則等改正案（概要）

1. 総単位数の見直しについて

(1) 総単位数の見直し

高齢化の進展に伴う医療需要の増大や、地域包括ケアシステムなど、理学療法士、作業療法士を取り巻く環境の変化への対応や、臨床実習の拡充などによる質の高い理学療法士、作業療法士を育成するため、総単位数を以下のとおり見直す。

- ・ 理学療法士（PT） 93単位以上から101単位以上へ引上げ
- ・ 作業療法士（OT） 93単位以上から101単位以上へ引上げ

[カリキュラムの主な見直し内容]

- ・ 臨床実習の拡充（PT：18→20単位、OT：18→22単位）
- ・ 職場管理、職業倫理などに関する理学療法管理学、作業療法管理学の追加
- ・ 安全かつ効果的な理学療法、作業療法を提供するために、画像評価を必修化など

(2) 最低履修時間数の設定

現在、最低履修時間数の設定はなく、各養成施設において履修時間数に差があることから、新たに最低履修時間数を設定する。

- ・ 理学療法士 3, 120時間以上
- ・ 作業療法士 3, 150時間以上

(3) 臨床実習の1単位の時間数の見直し

臨床実習時間外での学修を考慮し、臨床実習の1単位の時間数を、「1単位を40時間以上の実習をもって構成することとし、実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含め45時間以内」に見直す。

2. 臨床実習の在り方について

(1) 臨床実習施設の要件

臨床実習施設の要件を以下のとおり見直し、養成施設は一定の要件を満たす主たる実習施設を置くことが望ましい等の努力規定を追加する。

(臨床実習施設の要件)

指定規則に定める臨床実習については、実習時間の3分の2以上は医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設（薬局、助産所を除く。）をいう。）において行うこと。ただし、医療提供施設における実習の2分の1以上は病院又は診療所で行うこと。また、訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションに関する実習を1単位以上行うこと。

(2) 臨床実習指導者の要件

実習指導者は、理学療法、作業療法に関し相当の経験を有する理学療法士、作業療法士とし、免許を受けた後5年以上業務に従事した者であり、かつ、厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会等を修了した者とする。

(3) 実習生に対する臨床実習指導者数

見学実習及び主たる実習施設での実習については、実習施設における実習人員と実習指導者数の対比が2対1程度でなくても可能とする。

(4) 臨床実習の構成、方法等

臨床実習の構成は、原則として、見学実習、評価実習、総合臨床実習をもって構成することとし、評価実習、総合臨床実習については、実習生が診療チームの一員として加わり、臨床実習指導者の指導・監督の下で行う診療参加型臨床実習が望ましいとする努力規定等を追加する。

(参考) 臨床実習において学生が実施できる行為

臨床実習において実習生が行うことのできる行為については、あらかじめ患者に同意を得た上で、臨床実習指導者の指導・監督の下、事前に養成施設と臨床実習施設において心身の侵襲性がそれほど高くないと判断した行為については行うことができる。

なお、上記行為を行う場合には、臨床実習前に実習生の技術等に関して、実技試験等による評価を行い、直接患者に接するに当たり、総合的知識及び基本的技能・態度を備えていることを確認する必要がある。

3. 専任教員の見直しについて

(1) 専任教員の要件

専任教員は、理学療法士、作業療法士として5年以上業務に従事した者で、厚生労働省が指定した専任教員養成講習会を修了した者等と見直す。

ただし、大学又は大学院において4単位以上の教育に関する科目を履修して卒業した者は、理学療法士、作業療法士として5年又は3年以上業務に従事していれば専任教員になることができるとする。

また、専任教員の定義を明確化し、専任教員も臨床能力の向上に努めるよう規定する。

(2) 実習調整者の配置

臨床実習の質の向上を図るため、養成施設は実習調整者を1名配置するよう見直す。

4. その他について

(1) 第三者による外部評価

養成施設の質の確保を図るため、第三者による評価を受け、その結果を公表することを義務づける。

(2) 養成施設において備える必要がある備品等

現状にあわせて、養成施設において備える必要がある備品等を見直す。

(3) 適用時期、経過措置

平成32年4月の入学生から適用

専任教員の経過措置は2年間